

同行援護サービスについて

1、サービスの内容

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある方の外出時における支援

- (1) 官公庁や銀行等の手続き、冠婚葬祭、理美容など日常生活に不可欠な外出
- (2) 社会活動やサークル活動など、余暇を充実させるための外出

原則として1日の範囲内で用務を終えるものが対象です。通年かつ長期的にわたる外出（定期的な通院やリハビリ治療など）や営利を目的とした活動（仕事や布教活動など）は対象になりません。宿泊を伴う旅行については個別にご相談ください。

2、対象になる方

視覚障害に起因して移動に著しい困難を有することが明らかな方で、国が提示しているアセスメント票の基準を満たす方

申請をしていただいた際に、アセスメント票に従い確認をさせていただき、同行援護の対象者であるかどうかの判断をさせていただきます。また網膜色素変性症等により夜盲があり、同行援護のサービスのご利用を希望される方については、主治医の意見書の提出をお願いします場合があります。

3、サービスの申請及び利用方法

サービスを利用するためには区への申請が必要です。所管の福祉事務所までご相談ください。

4、サービスの利用料

原則1割負担（生活保護世帯、区民税非課税世帯の方は自己負担はありません。）

5、外出の内容に応じた支給の考え方について

同行援護サービスには支給期間や支給量、身体介護の必要の有無といったサービスを受ける際の条件があります。

【支給期間】

障害福祉サービス受給者証の有効期間は1年間です。受給者証に記された支給期間の終了前に、更新手続きが必要です。

【支給量】

必要時間数の積み上げ方式で時間を積算し決定します。

【支給区分】

同行援護利用時に、身体介護が必要な場合は、障害程度区分の認定が必要です。申請時にご相談ください。

同行援護に関する問い合わせ先

利用の相談や申請のこと

杉並福祉事務所（荻窪事務所） 3398 - 9104

杉並福祉事務所（高円寺事務所）5306 - 2611

杉並福祉事務所（高井戸事務所）3332 - 7221

制度全般お問い合わせ

杉並区役所 障害者施策課自立支援給付係 3312 - 2111（代）

グループホーム・ケアホーム利用の際の家賃助成について

1、新たに創設される家賃助成制度について

平成23年10月より生活保護世帯及び区市町村民税非課税世帯のグループホーム・ケアホーム利用者に対して、月額1万円を上限に家賃助成する制度が新たに創設され、自立支援給付費により支給することとなりました。

2、現在、区が実施している独自の家賃助成制度について

従来から実施しておりました、区独自の家賃助成については新たに創設される家賃助成額と合わせて助成額を拡充します。

家賃助成に関するお問い合わせ先

杉並区区役所障害者施策課管理係 3312 - 2111（内線1144）